

## 7 保健医療サービスの推進2（精神保健）

精神障がい者及び地域において様々な精神的危機にある者に対し援助活動を行い、精神障がい者の早期発見・早期治療に資するとともに、社会復帰の促進及び地域住民の精神的健康の保持増進を図る。また、精神障がいに対する適正な医療の確保を図り、地域移行・地域定着を促進するため相談指導事業を実施するとともに、精神障がい者に対する正しい知識と理解が得られるよう普及啓発活動を推進する。

### (1) 精神保健知識の普及・啓発

#### 【事業の目的・内容】

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条	保健予防課保健対策グループ

《実績》

#### ① こころの健康づくり講座

(平成8年度開始 令和6年度予算：178千円 うち87千円 自殺対策強化交付金)

精神保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、精神科医師等がうつ病、統合失調症をテーマに講話を実施する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
掲載回数(回)	3				3
講座回数(回)	2	2	3	3	3
参加者数(人)	55	37	143	85	40

#### ② 保健と福祉の出前講座等健康教育（職域における出前講座、派遣依頼を含む）

精神保健に関する正しい知識の普及啓発、ストレスに対するセルフケア等を広く市民に周知するため、地域の団体等を対象に健康教育を実施する。

※（ ）内は出前福祉講座再掲

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	24(20)	6(5)	5(3)	11(3)	16(5)
参加者数(人)	550(392)	118(74)	80(34)	259(55)	569(89)

#### ③ アルコールに関する健康教育（平成20年度開始 令和6年度予算：180千円 国1/2市1/2）

平成16年度から、未成年者の飲酒を防止することを目的に、授業の一環として小学6年生を対象にアルコールに関する正しい知識の普及と啓発を実施した。平成18年度は、小学校での実施に加え、地区まつり等のイベントに参加して未成年者とその保護者を対象に飲酒防止の正しい知識の普及啓発を実施した。平成20年度からは、小中学校を対象に出前講座を希望する学校を募集し実施している。平成25年度から、未成年者の飲酒の実態やアルコールに関する正しい知識の普及啓発を図るため、小学校6年生と中学校3年生とその保護者を対象に、各学校を通してチラシを配布している。

##### ア 出前講座実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校(校)	7	1	10	9	14
受講児童数(人)	451	34	779	897	1482

##### イ 未成年者及び保護者向け未成年者の飲酒に関するリーフレットの配布

公立および私立の小学校6年生、中学校3年生に対して9,661部を配布した。

④ こころの健康教育（高校、大学、専門学校等）（平成28年度開始）

平成28年度から、自殺予防及び若者のこころの健康の保持増進を図り、家族や友人、教員といった周囲の人や相談機関等に援助を求める能力を養うことを目的として、高校・大学・専門学校等の1年生を対象に、出前講座を実施し、ストレスとの上手な付き合い方、適切な対処法、こころの病気についての正しい知識の啓発を行っている。また、高校1年生を対象にクリアファイル、大学・専門学校等1年生を対象にリーフレットを配布している。

ア 健康教育出前講座

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校(校)	6	2	7	9	8
受講者数(人)	663	187	688	950	928

イ クリアファイルの配布（高校1年生）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校(校)	15	20	14	17	22
対象者数(人)	5,455	6,191	5,605	5,256	5,950

ウ リーフレットの配布（大学・専門学校等1年生）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校(校)	43	27	34	38	25
対象者数(人)	4,395	2,909	5,336	3,798	2,785

(2) 精神保健福祉相談

【事業の目的・内容】

精神障がいなどに関する不安や悩みなどの相談及び家族への知識の普及啓発を図り、理解を深めることを目的として事業を実施している。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

《実績》

① 精神保健援助対象者の状況

ア 援助者の状況（実人員）

※ 年度内に援助した者

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
援助を求めてきたもの	181	220	152	214	147	282	174	215	121	213
援助を必要と認めたもの	39	63	56	53	40	98	63	64	36	90
小計	220	283	208	267	187	380	237	279	157	303
合計	503		475		567		516		460	

イ 問題内容別状況（主訴による分類）

（ ）内は新規再掲

主訴分類	人数		主訴分類	人数	
精神障がいに基づくもの	381	(100)	発達・発育上の問題	3	(1)
精神障がいの疑い	48	(25)	不登校	4	(4)
精神障がいへの対応	324	(73)	不登校以外の学校生活問題	1	(1)
精神障がいのリハビリ	9	(2)	非行・反社会的行動	1	(0)
年金・手帳等	0	(0)	虐待問題	2	(1)

神経症的悩み	41	(33)	職場・仕事に関する悩み	0	(0)
不安・こだわりの訴え	16	(12)	家庭・家族の問題	8	(3)
抑うつ・落ち込みの訴え	13	(10)	性の問題	0	(0)
生き方・性格・対人関係	12	(11)	認知症に関する問題	3	(3)
嗜癖の問題	9	(8)	その他	4	(3)
アルコール相談	8	(7)	(再掲)ひきこもり	0	(0)
薬物依存	0	(0)	(再掲)発達障がい	3	(1)
食行動	0	(0)	合 計	460	(157)
その他	0	(0)			
ギャンブル	1	(1)			

ウ 診断分類別状況 (病名による分類)

( ) 内は新規再掲

診 断 分 類	人数	診 断 分 類	人数
1 症状性を含む器質性精神障がい	11 (5)	5 神経性障がい・ストレス関連障がい等	66 (26)
認知症	8 (4)	恐怖症性不安障がい	10 (4)
せん妄	0 (0)	全般性不安障がい	9 (3)
てんかん	0 (0)	強迫性障がい (強迫神経)	11 (6)
その他	3 (1)	解離性・転換性障がい (ヒステリー)	10 (4)
2 精神作用物質使用による精神・行動の障がい	17 (6)	身体表現性障がい (心身症)	4 (0)
急性中毒	1 (1)	その他	22 (9)
依存症候群	13 (4)	6 生理的障がい・身体的要因に関連した行動症候群	5 (3)
精神病性障がい	2 (0)	摂食障がい	5 (3)
その他	1 (1)	睡眠障がい (非器質性)	0 (0)
3 統合失調症・統合失調型障がい・妄想性障がい	133 (34)	性機能不全	0 (0)
統合失調症	111 (19)	その他	0 (0)
統合失調症型障がい	7 (5)	7 成人の人格・行動の障がい	11 (2)
妄想性障がい	11 (9)	特定の人格	11 (2)
心因反応	1 (1)	習慣・行動の障がい	0 (0)
その他	3 (0)	性同一性障がい	0 (0)
4 気分 (感情) 障がい	70 (14)	その他	0 (0)
躁病 (躁状態)	0 (0)	8 精神遅滞	17 (6)
うつ病 (うつ状態)	44 (14)	9 心理的発達障がい	23 (7)
躁うつ病 (双極性感情障がい)	23 (0)	10 小児期・青年期に通常発症する行動・情緒の障がい	0 (0)
その他	3 (0)	11 精神障がいのレベルに該当し	16 (14)
		12 不明・保留	91 (40)
		合 計	460 (157)

② 電話・面接・家庭訪問状況〔精神保健福祉相談（こころの健康相談）は除く〕  
保健師等による年度別電話・面接・家庭訪問状況（件）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電 話	4,890	4,463	5,897	5,864	6,231
面 接	594	568	548	562	346
家庭訪問	389	401	414	464	564
合 計	5,873	5,432	6,859	6,890	7,141

※ 面接には毎日相談を含む。

③ 精神保健福祉相談（こころの健康相談）

（平成8年度開始 令和6年度予算：808千円 地域生活支援補助金404千円）

原則毎月第2・4水曜日（13時30分～16時）予約制。精神障がい等に関する不安や悩み等の相談及び家族への知識の普及を図り、理解を深めるために、医師会の精神科医師及び精神保健福祉士等による相談を実施している。

《実 績》

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	24	24	23	24	26
相談者数(人)	64	74	75	95	84

(3) アルコール関連相談事業の実施

（平成8年度開始 令和6年度予算100千円 国1/2, 市1/2）

【事業の目的・内容】

アルコール関連問題について、断酒会をとおして、アルコール問題に関する相談事業を実施するとともに、適正飲酒やアルコール関連問題の正しい知識の普及啓発を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条	保健予防課保健対策グループ

《実 績》断酒会による相談事業 ※市内5か所で実施

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談会開催数	216	171	207	215	136
相談件数(件)	87	101	83	85	138

(4) 精神保健福祉受理会議の開催（平成8年度開始 令和6年度予算：58千円 市単独）

【事業の目的・内容】

事例の共有、面接技術の習得・援助方針の見直しを行う。

処遇困難なケースに対し、より良い援助を実施するための援助計画について検討する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

《実績》毎月第1金曜はアドバイザー出席。その他保健師等で随時実施。

①精神保健福祉受理会議の実施 ※実施回数の( )はアドバイザー出席の再掲

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	20(11)	22(11)	17(10)	24(11)	25(11)
受理件数(件)	220	208	187	237	157

②事例検討会の実施

《実績》

※ 随時開催

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	168	148	128	132	129
実施件数(件)	1,532	1,482	1,405	1,388	1,237
出席者数(人)	278	216	210	211	236

(5) 自殺予防・こころの健康づくり対策事業

(平成17年度開始 令和6年度予算：3,594千円)

うち2,096千円 自殺対策強化交付金 補助率は事業により異なる)

【事業の目的・内容】

平成19年度より、庁内関係課からなる「庁内連絡会議」、市医師会精神科医会、いのちの電話等の関係機関・団体からなる「自殺対策ネットワーク会議」を設置し、地域全体で自殺対策に取り組んできた。平成28年に自殺対策基本法が改正され、平成31年3月に宇都宮市自殺対策計画を策定した。宇都宮市自殺対策計画では、「市民一人ひとりの生きる力を社会全体が一丸となって支え、『誰も自殺に追い込まれることのない宇都宮』の実現を目指す」ことを基本目標に掲げ、こころの健康づくりの推進のほか、自殺対策を支える人材の更なる育成、様々な課題を抱える方への相談支援の充実などに着実に取り組む。

根拠法令等	主管課・グループ
自殺対策基本法，自殺総合対策大綱，精神保健福祉法第46条，第47条，いのち支える栃木県自殺対策計画，宇都宮市自殺対策計画	保健予防課保健対策グループ

《実績》

ア 会議等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自殺対策ネットワーク会議開催回数(回)	1	1	1	1	1
庁内連絡会議開催回数(回)	0	1	1	1	1

イ ゲートキーパー研修会

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	15	7	5	8	8
出席者数(人)	812	244	191	324	756

※ 令和元年度から、対象者に大学・専門学校生、事業所従業員を追加

令和5年度ゲートキーパー研修会内訳

No.	実施日	対象者別	対象者	参加者数
1	令和5年7月5日	教職員	小・中・高・専門学校	24名
2	令和5年7月24日	教職員	大学・専門学校等	21名
3	令和5年10月18日	健康づくり推進員	食生活改善推進員・健康づくり推進員	80名
4	令和5年11月29日	事業所	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	467名
5	令和5年12月15日	市職員	宇都宮市職員	14名
6	令和5年12月19日	大学・専門学校生	文星芸術大学	56名
7	令和5年2月16日	一般市民・民生委員	一般市民，民生委員	46名
8	令和5年3月27日	薬剤師	薬剤師会会員	48名

ウ 普及啓発活動 ※自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (回)	4	5	3	4	4
対象者数 (人)	2,977	1,650	2,860	5,110	6,500

エ メンタルヘルス相談啓発事業（50歳男性への啓発）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (人)	3,994	4,348	4,383	4,636	4,550

※ 平成29年度までは、9月～3月の期間限定24時間なんでも相談の相談件数、30年度からは50歳男性向けメンタルヘルス相談先情報誌の送付者数

オ 事業所向けこころの健康づくり研修会（令和元年度事業開始）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (回)	1	1	1	1	1
対象者数 (人)	63	32	24	26	24

○ 自殺者数及び本市の自殺死亡率（人口10万対）の推移（厚生労働省 人口動態統計より）

年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全国	29,949	32,109	30,247	30,553	29,921	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896
栃木県	464	523	447	496	494	528	530	549	495	479
宇都宮	102	110	101	102	106	118	113	144	105	106
自殺死亡率	22.8	24.5	22.3	22.3	23.1	22.3	22.2	28.2	20.5	20.6

年度	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
全国	26,400	26,063	24,417	23,152	21,017	20,465	20,031	19,425	20,243	20,291
栃木県	449	444	392	379	366	349	324	327	328	336
宇都宮	98	102	94	82	73	81	78	76	86	80
自殺 死亡率	19.0	19.8	18.2	15.8	14.0	15.6	16.5	14.6	16.5	15.5

(6) 家族への支援（平成8年度開始 令和6年度予算：368千円

うち 59千円 地域生活支援事業 国・県)

【事業の目的・内容】

家族が患者についての理解を深めるとともに、家族の悩みや課題解決に向け援助を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

《実績》

① 家族会の状況

家族相談会及び普及啓発活動は市からの委託を受けて実施。家族相談会は、家族が相談員となり、原則第1木曜日と第3木曜日に保健所で実施。普及啓発活動は、障がい者週間及び宇都宮市民福祉の祭典（11月23日）等で実施。

《実績》

家族 相談 会		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施回数(回)		22	25	24	24
出席者数(人)		20	15	25	19	26

※平成20年度から、普及啓発活動を実施している。

※平成24年度から家族会の名称を宇都宮地区精神障がい者援護会から「宇都宮精神保健福祉会」と変更し活動。原則毎月第3木曜（13：30～15：30）に定例会を開催。活動内容は、話し合い・施設見学・医師の講話等。

② 家族教室の状況 4回1コース（13：30～15：30）

統合失調症を正しく理解し、患者とどう付き合い、家族として何ができるかを4回コースとして学習する。1回目「病気を正しく理解する」、2回目「患者との接し方」、3回目「生活障がいと社会資源の活用」、4回目「家族ができること」「家族会の模擬体験」の内容で実施。

《実績》

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	4	1（書面）	4	4	4
出席者数(人)	152	26	48	49	53

※平成20年度から家族会の模擬体験を取り入れ年5回実施に、平成24年度から4・5回分の内容をまとめ4回コースとして実施。平成28年度は第1日目に午前、午後の2コマの内容を実施し、3日1コースとして実施。

(7) 成年後見制度市長申立 (令和6年度予算：5,061千円 国1/3, 県1/3, 市1/3)

【事業の目的・内容】

精神障がい等の理由で判断能力が不十分な身寄りのない方の財産管理や身上監護によって本人の保護を図ろうとするもので、当事者による申立が期待できない状況にあるものについては、市長が申立し後見人を設定するための助成を行う。

生活保護受給者等市長が認めた者が負担する成年後見人等の報酬の全部または一部を助成する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第51条の11の2	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	0	3	5	0	0
報酬助成(件)	6	6	5	12	10

表 1

(8) 警察等からの通報に関する業務の実施

【事業の目的・内容】

警察官等や市民からの「自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」等との通報や申請に基づき、その状況を調査し、指定医による診察を行い、その結果入院が必要と認めた場合、法第29条の規定により県知事の権限で入院措置をとる。

本市では、保健所が通報を受理し県へ連絡するとともに、知事から委託された、調査及び指定医診察の実施、立会い、通知、告知等の業務を行っている。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第29条	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

① 通報等の処理状況

区 分	通報等 件 数	夜間休日 通報件数	調 査 (診察不要)	措置入院不要		措置入院
				緊急入院 不 要	措置入院 不 要	
一般の申請22条	0	0	0	0	0	0
警察官通報23条	112	91	26	34	2	48
検察官通報24条	9	0	4	0	1	4
その他	28	0	26	0	0	2
合 計	149	91	56	34	3	54

## ② 通報件数と措置入院患者の状況

区 分	22条申請件数	23条通報件数	24条通報件数	その他	措置入院患者数
令和元年度	0	114	12	31	52
令和2年度	0	94	10	32	50
令和3年度	0	92	11	21	39
令和4年度	0	129	12	38	67
令和5年度	0	149	9	28	54

### (9) 退院後支援

(平成30年度開始)

#### 【事業の目的・内容】

退院後も医療・福祉・介護・就労支援等の支援の必要性が高い措置入院者等を対象として、医療機関や地域援助事業者等の関係者と連携・協力して、本人の支援ニーズを的確に把握するとともに、家族等の支援者の意向を十分に踏まえながら、円滑に地域生活に移行することができるよう計画に基づく相談支援を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第47条 地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン 栃木県における精神障害者の退院後支援マニュアル（試行版）	保健予防課 保健対策グループ

#### 《実 績》

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数（件）	6	7	6	17	9

### (10) 医療保護入院

#### 【事業の目的・内容】

病識を有しない患者を治療につなげるため、家族等の同意と指定医の診察で本人の同意を得ることなく入院させる。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第33条	保健予防課保健対策グループ

#### 《実 績》

#### ① 医療保護入院・応急入院・仮入院届出状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療 入院 保護	家族等の同意による 入院届出数（33条）	441	378	425	407	448
	特定医師による医療 保護入院届出数	0	0	0	4	2
	退院届出数	458	403	406	430	497
応急入院届出数		0	1	1	5	6

② 医療保護入院に際して市長が行う入院同意（市長同意）実施状況

家族等がない場合，または，これらの家族等がその義務を行うことができない精神障がい者が精神保健指定医による診察の結果，医療保護入院の必要があると認められたときは，法第33条第3項に基づく市長同意を行い，その者を入院させることができる。

入院同意書交付状況

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
15	9	14	16	14

(11) 精神科病院の实地指導

【事業の目的・内容】

精神保健福祉法の制度の適切な運用を確保し，患者の人権に資する。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第38条の6	保健予防課保健対策グループ

《実績》

- ・市内7精神科病院の实地審査数 19人（措置入院患者4人）
- ・新規措置入院患者3ヶ月経過後の实地審査数 0人